

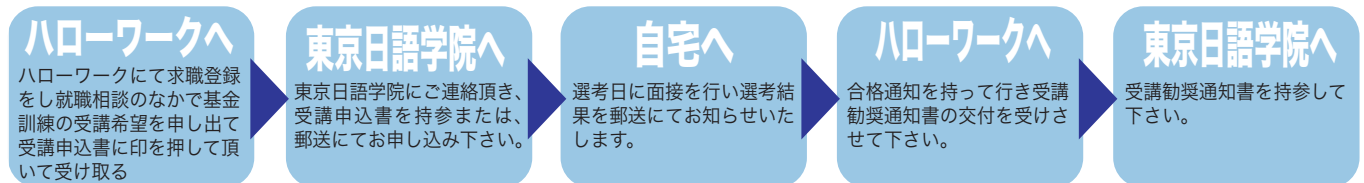
緊急人材育成支援事業による基金訓練

認定番号（訓練番号） 認23-11-03-20-0432

再就職の強い味方！
訓練・生活支援給付金を
受給しながらスキルが身につく

条件を満たした方には給付金が支援されます。
月額（4か月）単身者10万円
扶養家族のいる方12万円

■申し込み方法（受講までの流れ）



■募集期間 / 2011年7月20日(水)～2011年8月19日(金)

■訓練期間 / 2011年9月26日(月)～2012年1月27日(金)

■訓練時間 / 9:00～15:50(50分×5時間、休息10分、お昼休み70分)土・日・祝日は休講

■募集人員 / 15名

■募集対象者 / 日本語教育に興味のある方

■選考日 / 8月24日(水)

■選考方法 / 面接(筆記用具・履歴書持参)

■選考結果通知日 / 8月26日(金)

■受講相談 / 東京日語学院までご相談下さい。

■訓練内容 / 日本語教師とは外国人に日本語を教える専門家である。
この訓練は日本語教師になるために必要な日本語教育の
知識と技能を座学や教材作り、教育実習を通して身につけるものである。

■自己負担額 / 16,640円(教科書代)+通学交通費



「訓練・生活支援給付金」受給の条件

「訓練・生活支援給付金」は、次のすべてに該当する方が対象となります。

- ①ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長の勤奨を受けて、基金訓練受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換促進手当及び訓練手当を受給できない方(需給を終了した方を含む)
- ③世帯主たる生計者である方(原則として、申請時点の前年の状況によります。)
- ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支援を受けていない方
- ⑧国及び地方公共団体等類似の給付・貸付を利用していない方

※訓練・生活支援給付を受けた月数がそれ以前訓練生活支援給付を受けた月数と合計して24カ月をこえる場合、支援は終了します。

※訓練の出席日数が8割満たない場合、それ以後の給付金は支援されません。

※算定基礎月における訓練日数が10日に満たない場合、支給されません。

※この給付金は、所得税の対象となるので確定申告が必要となる場合があります。

選考・訓練実施施設



日本国・法務省・告示校

東京日語学院

〒338-0012 さいたま市中央区下落合5-14-11
TEL.048-857-9801 FAX.048-857-9888
<http://www.tokyonichigo.co.jp>

